



NISA(少額投資非課税制度)について

今回は、平成26年1月から開始されるNISA(少額投資非課税制度)について、説明いたします。

1, NISAとは、

少額投資非課税制度のことであり、イギリスのISA(個人貯蓄口座)を参考にしている。日本版ISAであるところから、「NISA」と呼ばれている。

通常、銀行・証券会社等の金融機関から株式・証券投資信託等の金融商品を購入する際、その金融機関に金融商品を管理するために、口座の開設を求められる。これまでは、一般口座、特定口座と呼ばれる課税口座のみであったが、このたび、**非課税であるNISA口座**が制度化され、3形態の口座となる。NISAには、次の特徴がある。

- ①1人1口座のみ開設することができる。
- ②年100万円限度(5年で500万円)。
- ③期間は5年間(開設は2023年まで)。

注) 金融機関の変更は原則としてできない。
非課税枠の翌年への繰越はできない。
売却しても非課税枠の再利用はできない。

口座を開設した金融機関によって、取扱商品が異なる。投資したい金融商品を考えただけで、金融機関を選ぶ必要がある。

2, メリット

譲渡・運用益、及び、配当・分配金が非課税。

平成26年1月に行われる証券税制の改正にNISAとともに、軽減税率の廃止がある。例えば、平成25年12月まで(改正前)に売却した上場株式等の譲渡益について課される税金の税率は10.147%であるが、平成26年1月以降(改正後)に売却すると、税率は20.315%となる。つまり、税率は2倍になる。

これが、**NISA口座での取引は非課税**となり、大きなメリットとなる。

3, デメリット

- ①損益通算、損失の繰越控除ができない。
- ②口座を原則として変更できない。
- ③5年間の期限があること。
- ④非課税枠の再利用ができない。未使用分の繰越ができない。

注) ①これまで、課税口座においては確定申告という手続きを通じて複数の口座間の利益と損失を相殺することができ、さらに、それでも生じる損失は、翌年以降に繰越することができた。しかし、NISAにおいては、それができない。

②5年間の期限が来ると、1) NISAの外へ出す(課税口座に移す)。又は2) NISAの100万円の枠内で再投資する。となる。いずれにしても、移管時の時価で評価替することになる。

最近、新聞等で盛んに報道されている「NISA」、平成26年1月から始まるにもかかわらず、9月末現在、すでに200万口座を超える予約がされている。銀行、証券会社各社は、口座開設のための熾烈な競争を繰り広げており、メリットばかりが強調される。制度的には、初心者を対象としているようにも思えるが、金融機関の選択にしても、金融商品の選定にしても長期的視野が求められ、判断は慎重にされることをおすすめします。

詳しい内容につきましては、土田会計事務所までお尋ねください。

土田会計事務所

担当：菊地学

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>

e-mail tsuchida@asahi-net.email.ne.jp

TEL 03-3981-0328

FAX 03-3981-2567